

令和 5 年度税制改正要望事項 (子ども・子育て関係抜粋)

令和 4 年 8 月厚生労働省

子ども・子育て

○ 母子父子寡婦福祉法に基づく高等職業訓練促進給付金に係る非課税措置等の延長等

※令和 5 年度よりこども家庭庁に移管予定。

[所得税、国税徴収法、個人住民税、徴収規定]

①母子父子寡婦福祉法に基づく「高等職業訓練促進給付金」については、令和 4 年度限りとなっている制度拡充分の非課税措置等の適用期限を延長する、②「ひとり親家庭住宅支援資金貸付金」制度については、令和 5 年度予算を財源とする貸付を行った場合の返済免除額（債務免除益）についても非課税措置を講じる、③「児童養護施設退所者等自立支援資金貸付金」制度においては、財源積み増し・制度拡充分に係る返済免除額（債務免除益）について、所得税等を非課税とする措置を講じる。

○ 認可外保育施設の利用料に係る消費税の非課税措置の拡充

※令和 5 年度よりこども家庭庁に移管予定。

[消費税、地方消費税]

現行の認可外保育施設の利用料に係る消費税非課税措置に関して、国家戦略特区における認可外保育施設の有資格者配置基準に関する特例が適用される施設についても、その利用料に係る消費税を非課税措置の対象とする。